

(別紙①) 日本共産党都議団の条例案での助成のしくみ

▽現行の助成制度

①都のモデルケース (対象となるのは木造住宅密集地域の整備地域のみ)

助成対象となるのは150万円まで

自己負担 1/2 75万円	国の交付金 (補助の45%) 33万円	都と区 (補助の55%) 都 (うち1/2) 21万円	区 (うち1/2) 21万円	150万円を 超える部分は すべて自己負担
---------------------	---------------------------	-----------------------------------	-------------------	-----------------------------

補助全体 1 / 2 75万円

②区部の自治体の現行制度のモデル (多いのは、2分の1助成、上限100万円)。この場合、ほとんどのケースで都の助成はなく国が45万円、区が55万円を負担。

助成対象となるのは200万円まで

自己負担 1 / 2 100万円	国の交付金 (補助の45%) 45万円	区の補助金 (補助の55%) 55万円	200万円を 超える部分は すべて自己負担
---------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------------

補助全体 1 / 2 100万円

②多摩地域の自治体の現行制度のモデル (多いのは、3分の1助成、上限30万円)。この場合、すべてのケースで都の助成はなく、国が13.5万円、市町村が16.5万円を負担。

助成対象となるのは90万円まで

自己負担 2 / 3 60万円	国の交付金 (補助の45%) 13.5万円	市町村 (補助の55%) 16.5万円	90万円を 超える部分は すべて自己負担
--------------------	-----------------------------	---------------------------	----------------------------

補助全体 1 / 3 30万円

▽共産党都議団の条例提案では、

共産党都議団の助成は、●すべての木造住宅改修工事に都の助成が入ります●自己負担割合を1 / 3と低く抑えます●都は、区市町村の助成金の2倍の額を助成。このため、区市町村の負担も低く抑えることができます●国の制度上、国と地方自治体の分担は45%と55%であり、都の助成が増えれば、国の助成も増

えます。このことから、以下のようになります。

①共産党都議団の助成のモデルケース（区の負担は半分に。自己負担の額も割合も大きく減らせます）

助成対象となるのは 225 万円まで

自己負担 1 / 3 75 万円	国の交付金 (補助の 45%) 67.5 万円	都と区 (補助の 55%)		225 万円を 超える部分は すべて自己負担
		都 (うち 2/3) 55 万円	区 (うち 1/3) 27.5 万円	

補助全体 2 / 3 150 万円

②財政力の弱い多摩地域の自治体でも、市町村の負担を増やさず、補助額を大幅増が可能

※多摩地域の市町村の現行耐震助成制度は、3 分の 1、上限 30 万円というのが多数です。この 30 万円の内訳は、市町村が 16 万 5 千円、国が 13 万 5 千円となっています。

市町村の助成上限を現行の 16 万 5 千円に据え置いた場合、共産党都議団の条例案ならば、都は市町村の倍の 33 万円を助成し、国の助成金も、都の助成が加わることによって、7 万円上積みされます。

このため、1 件当たりの市町村の負担を増やさなくても、これまで 3 分の 1 助成、30 万円が上限だった自治体で、「3 分の 2 助成・上限 90 万円」となって、「本人負担割合を半分に」「補助額をこれまでの 3 倍に」増やすことが可能となります。

助成対象となるのは 135 万円まで

自己負担 1/3 45 万円	国 40 万 5 千円	都と区市町村の 助成		135 万円を超える部分は すべて自己負担
		都 33 万円	市町村 16 万 5 千円	

補助全体 2/3 90 万円